(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　愛知県岡崎市井沢町字落一一から一三まで、字大東三六、三七の一、三七の二、三八、三九、字上若林一〇、一二から一五まで、一五の一、字井口五の一（次の図に示す部分に限る。）、六の一、七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字落一二・一三・字大東三六・三七の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町田峯字野平一の七、三都橋字落目八三の八五（次の図に示す部分に限る。）、八三の一八八、八三の二一八

(一)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(二)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1　立木の伐採の方法

(一)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(二)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町田峯字鷹野二の一から二の三まで、二の七、二の八、二の一〇から二の一三まで、二の一五、二の二一、二の二二、二の二四から二の二九まで、二の三一から二の三六まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、二の三七から二の四九まで、二の五一、二の五四、二の五五、二の五七、四、五、二六の一、三〇の二、字中島一、二、字大久後一の二、七・八合併、九、一八から二二まで、二三の一、字谷久後九の一、一一の三、一二、一三、字長原坂二五、二六の一、二八、三八、三八の一、字下川畑一、字赤石三（次の図に示す部分に限る。）、一六、二二から二五まで、二七の一、二八、二九、三一、三三、字柿ノ平一五の一から一五の三まで、一六、一七、一九、二〇、二二の二、二三の四、二四、字上竹葉根一七から一九まで、二〇の一、二〇の三、三四、字沢尻一一の一、一一の二、一二の一、一三、一四、一四の一、字中根五、八、一八、二七、田内字岩下三の六、字平戸屋九・一一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇、一六、字峯田一七の二、一九、二一、二三、二六、二七、二七の一、二七の二、二九、三〇、字寄沢五の三五、三都橋字上貝津一三の八、字沢谷四の一、五、六、六の一から六の四まで

(三)　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び設楽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　愛知県岡崎市東河原町字大久保七から九まで、字ヒヨゾウレ二三（次の図に示す部分に限る。）、六三、字エンゴウ六の三（次の図に示す部分に限る。）、字新平三の一、三の二、字藤ノ下一一の一（次の図に示す部分に限る。）、雨山町字長沢入日面一二の一七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　愛知県豊橋市東赤沢町字浜屋敷七の一、八、九の一、一一、五七の八、五七の一〇、八六、八六の一から八六の三まで、八七の一から八七の四まで、八八、八九、九〇の四、九二、九二の一、九三から九五まで、九六・九八合併、九七、九九、一〇〇、一〇五の一、一〇五の二、一〇九、一一〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び豊橋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町畑山字日落谷一六、一六の五、一六の八、一六の一三、一六の三九、一六の四六、一六の五六、一六の六一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也